2　法第百七十六条第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、申込日の属する事業年度の前事業年度までの四年間とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3　法第百七十六条第一項第三号の農林水産省令で定める期間は、申込日の属する連結事業年度の前連結事業年度までの四年間とする。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4　保険期間の開始の日の前日までに農業経営の全部又は一部について承継又は譲渡があった場合には、承継人又は譲受人は、農林水産大臣が定めるところにより被承継人又は譲渡人が青色申告書を提出した期間を前三項又は次項ただし書に規定する期間に含めることができる。

5　法第百七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十、百分の六十又は百分の五十のうち保険資格者が申し出たものとする。ただし、青色申告書を提出する期間が申込日の属する年の前年（法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人（以下「連結親法人」という。）を除く。以下この章において同じ。）にあっては申込日の属する事業年度の前事業年度、連結親法人にあっては申込日の属する連結事業年度の前連結事業年度。以下この項において同じ。）までの四年間に満たない保険資格者にあっては、申込日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当該保険資格者が申し出た割合とする。

期間	割合
三年間	百分の七十八、百分の七十、百分の六十又は百分の五十
二年間	百分の七十五、百分の七十、百分の六十又は百分の五十
一年間	百分の七十、百分の六十又は百分の五十

6　第一項、第四項又は前項ただし書の期間には、所得税法第六十七条の規定の適用を受けている年以前の期間を含めないものとする。

7　第二項から第四項まで又は第五項ただし書の期間には、一年に満たない事業年度又は連結事業年度を含めないものとする。

（農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準）

第百七十六条　法第百七十六条第一項第一号から第三号までの農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　申込日の属する年（法人にあっては申込日の属する事業年度、連結親法人にあっては申込日の属する連結事業年度。以下同じ。）及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。

二　帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

三　事業規程で定めるところにより、農産物等の種類及び栽培面積並びに農業収入その他の事項についての農業経営に関する計画（以下「農業経営に関する計画」という。）を作成していること。

（農業経営収入保険の保険期間において加入できる共済事業）

第百七十七条　法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める共済事業は、次に掲げる事業とする。

一　農作物共済、収穫共済及び畑作物共済（共済責任期間が当該保険期間中に終了するものを除く。）

二　死亡廃用共済のうち第百一条第一項第一号、第二号、第四号（子牛等を共済目的としない場合に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜、種雄牛又は種雄馬を共済目的とするもの

三　疾病傷害共済

四　樹体共済

五　園芸施設共済（施設内農作物を共済目的としている場合であって、当該保険期間が施設内農作物の栽培期間と重複するときを除く。）

（農業収入の減少について補塡を行う事業）

第百七十八条　法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第一項の生産者補給金（価格差補給金に限る。）を交付する事業、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第九条第一項第一号の補給金（価格差補給金に限る。）を交付する事業及び独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第三条第三号に掲げる事業（契約野菜収入確保モデル事業のうち収入補塡タイプに限る。）（これらの事業に係る交付金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）

二　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条第十三号に掲げる事業（事業に係る補塡金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）

三　担い手経営安定法第四条第一項の交付金を交付する事業（事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が当該保険期間と重複している場合に限る。）

四　産地活性化総合対策事業推進費補助金（いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業に限る。）（事業に係る助成金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）

（保険関係の成立についての申込み）

第百七十九条　保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち申込日の属する年のものにあっては確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。

一　過去における農業収入金額（申込日の属する年における農業収入金額を含む。）に関する書類

二　農業経営に関する計画に関する書類

三　青色申告書（青色申告決算書を含む。）の写し

（保険関係の成立に係る承諾義務の例外）

第百八十条　法第百七十七条第二項の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

一　保険法（平成二十年法律第五十六号）第三十条の規定により農業経営収入保険の保険関係を解除されたことがある者であること。

二　保険事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。

三　基準収入金額の適正な設定が困難であること。

四　保険事故の発生の適正かつ円滑な確認が困難であること。

五　通常の肥培管理若しくは飼養管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

六　前各号に掲げるもののほか、保険関係を成立させるとすれば、農業経営収入保険事業の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、農業経営収入保険事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため保険関係を成立させないことを相当とする事由があること。

（保険料の支払期限）

第百八十一条　法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、次項の規定により支払う場合を除き、保険期間の開始の日の前日とする。

2　保険料を事業規程で定めるところにより分割して支払う場合における法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、第一回の支払にあっては前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあっては保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日とする。

（保険金額）

第百八十二条　法第百七十九条第一項の保険金額は、同項の保険限度額に百分の九十、百分の八十、百分の七十、百分の六十又は百分の五十のうち保険資格者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。